
浜松市 津波防災地域づくり推進計画

～「推進計画の背景と必要性」～

- 東日本大震災における被害状況
- 東日本大震災における教訓
- 津波防災地域づくり推進計画とは
- 浜松市における推進計画の必要性

明治大学 特任教授 中林一樹

津波避難の状況（東日本大震災）

東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定を超えた地震・津波により甚大な人的・物的被害をもたらした。

津波に対する意識の高い地域であったが、一度の災害で戦後最大の人命が失われることになった。（死者＋行方不明者2万人に負傷者6千人）



■地域ぐるみで避難を実施（釜石市）

* 鶺住居（「釜石の奇跡」）

出典：中部圏地震防災基本戦略
平成24年11月



■津波により孤立した小学校では屋上で救助を待った（仙台市：荒浜小学校）。

出典：東日本大震災仙台市震災記録誌
平成25年3月

住宅の被害状況（東日本大震災）

沿岸部では、津波による家屋の流出がある一方で、内陸部においては、家屋が流されずに残っている場所もあった。



■沿岸部では、ほとんどの住宅が流出（仙台市中野小学校付近。海岸から約1km：沿岸の砂防林も多くが流され、歯抜けとなった）。



■浸水深：内陸部では約1.3m浸水しているが、住宅の倒壊・流出は免れている（仙台市矢野目集会場付近。海岸から約2km）。

社会基盤の被害状況（東日本大震災）

東日本大震災被災地において、想定を超える外力により多くの人命が失われ、社会基盤においても、甚大な被害が発生した。



■防潮堤を超える津波（唐丹町小白浜）
（この津波により堤防は一部転倒）
海が見えずに逃げ遅れる一方、避難の時間を稼ぎ、安全確保に寄与する。

（出典：岩手県東日本大震災津波の記録より）



■地震により利根川の堤防が陥没・崩落（神栖市；液状化等）。

（出典：東日本大震災の教訓 土木編 インフラ被害の全貌より）

生産拠点の被害状況（東日本大震災）

漁業関連施設や工場等の生産拠点等も壊滅的に破壊し、事業継続に多大な影響を及ぼした。



■ 漁港施設内の瓦礫散乱・打上げられた漁船（石巻市鮎川漁港）

（出典：農林水産省 東日本大震災 水産業の被害状況）



■ 地震・津波による製氷施設の被災（大船渡市魚市場付近）

（出典：特集 東日本大震災 - 水産庁 - 農林水産省）

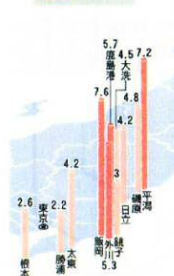
	阪神・淡路 大震災	東日本 大震災
被害の特徴	震度7の揺れ	巨大津波
死者	5,500人	18,689人
行方不明者	2人	2,674人
震災関連死	932人	2,688人
負傷者	43,792人	6,222人
全壊家屋	111,941棟	126,574棟
半壊家屋	144,274棟	272,302棟

東日本大震災の津波の概要

福島第1原発より北方
(国土地理院)

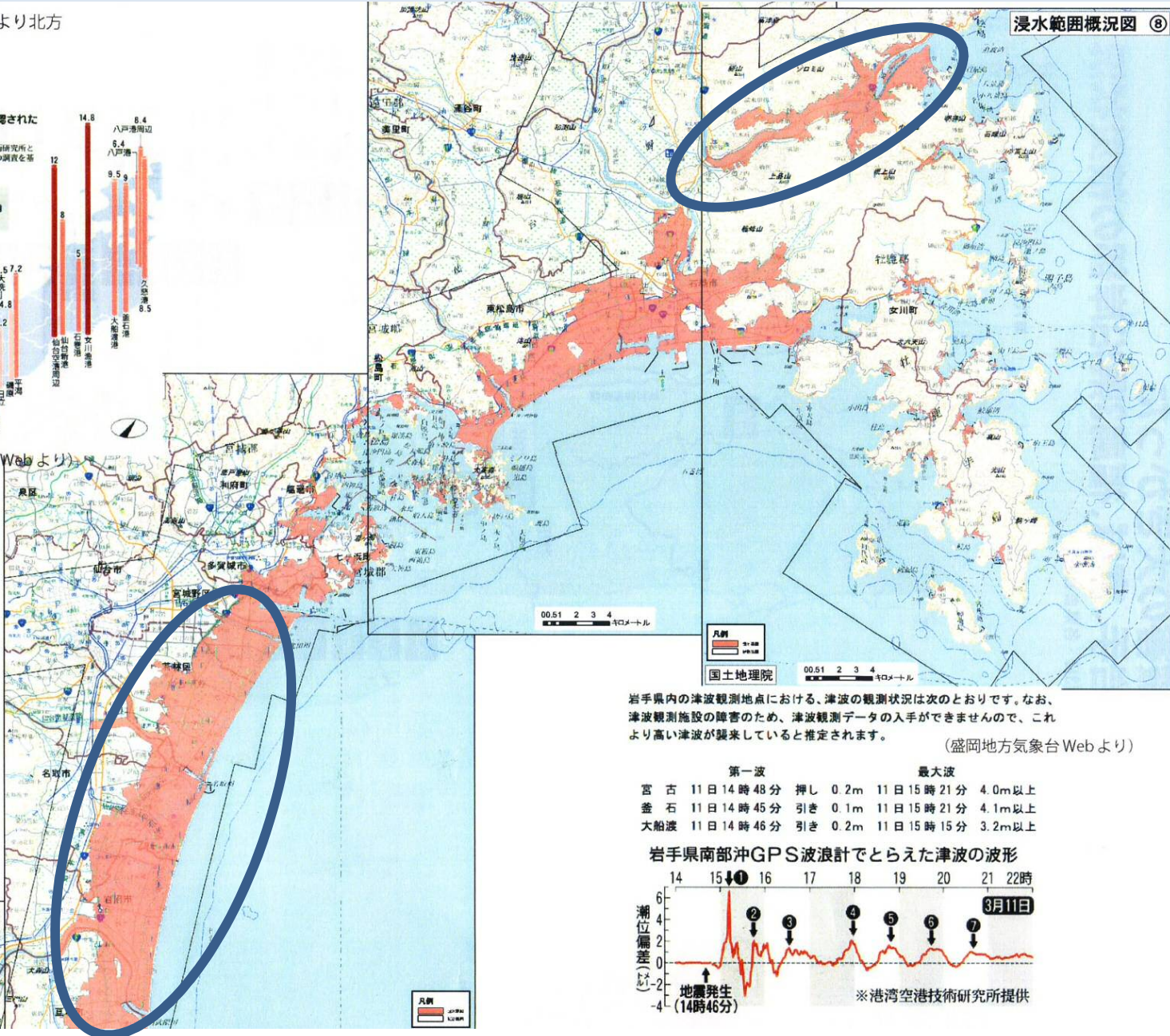
東日本大震災で確認された津波の高さ

※数字は、港湾空港技術研究所と
郡司直喜・東大准教授の調査を基
に作成



(毎日新聞 Web より)

範囲概況図 ⑩



浸水範囲概況図 ⑧

岩手県内の津波観測地点における、津波の観測状況は次のとおりです。なお、津波観測施設の障害のため、津波観測データの入手ができませんので、これより高い津波が襲来していると推定されます。
(盛岡地方気象台 Web より)

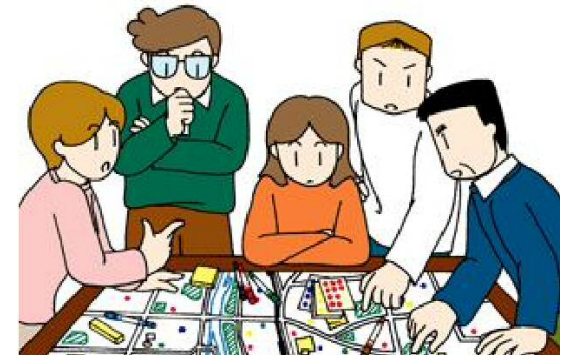
	第一波		最大波
宮古	11日 14時 48分	押し 0.2m	11日 15時 21分 4.0m以上
釜石	11日 14時 45分	引き 0.1m	11日 15時 21分 4.1m以上
大船渡	11日 14時 46分	引き 0.2m	11日 15時 15分 3.2m以上



東日本大震災の教訓

行政に頼るのみではなく、自助・共助・公助によるソフト・ハード対策を組み合わせる必要がある

- 大きな津波が来る前には、大きな揺れが来る。津波からの早期避難には、自宅から脱出できるように、住宅の耐震や家具の転倒防止対策は不可欠である(自助)
- 地震・津波の正しい知識と訓練を合わせた防災教育が必要である(自助・共助・公助)
- 津波の避難場所と避難路を確保し、地域で災害時要援護者を支援し避難する必要がある(公助・共助)
- 民間の事業所や福祉施設などの津波避難行動マニュアルや事業継続計画の策定が必要である(自助・共助)
- 津波浸水域を低減させ、避難時間を稼ぐハード対策(防潮堤)が必要である(公助)



津波防災地域づくり推進計画とは

● 津波防災地域づくり法の成立

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年12月に、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、**ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」**の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)が成立した。

具体的に推進するために！

● 推進計画を作成

推進計画を作成する意義は、最大クラスの津波を想定してどのように津波防災地域づくりを進めていくのか、**市町村が地域の实情に応じてその具体の姿を総合的に描き、住民をはじめ地域全体で共有することにある。**

このため、推進計画の作成に当たっては、避難路や避難施設等の整備といったハード施策や、警戒避難体制の整備などのソフト施策を地域の实情に応じて適切に組み合わせ、かつ、計画の内容を住民等にわかりやすく示すことに十分に配慮する必要がある。

浜松市における推進計画の必要性

- 南海トラフ巨大地震により浜松市は震度7の大きな揺れに襲われると想定されている
- 特に南部では平野が広がり、津波による広域な浸水で多くの犠牲者が想定されている
- また、自動車産業などの事業所が多く立地しており甚大な経済的被害も想定される。



防災・減災を実現するためには！

津波避難に係るソフト対策と、防潮堤などのハード対策とを組み合わせ、市民と協働で計画的に行う推進計画が必要である

自助・共助・公助の協働が不可欠

- ① 自助7割・共助2割・公助1割とは何か
- ② 自助の程度が「共助力（近助力）」を決める
- ③ 共助（近助）は、自助の固まり！
- ④ 自助が共助を可能とし、自助と共助が公助を有効にする